

# 令和7年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和7年5月20日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時07分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

## 【出席委員】

教育長 落合 隆

教育長職務代理者 芳川 玲子

委員 野村 浩子

委員 森川 多供子

委員 西井 孝明

委員 坂口 緑

## 【出席職員】

教育次長 田中 一平

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 宮川 匡之

学校教育部長 北川 友明

健康給食推進室長 五十嵐 美保子

生涯学習部長 大島 直樹

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 森 達也

教育政策室担当課長 豎月 基

総合教育センター総務室長 並木 久美子

総合教育センター総務室担当係長 武田 雅規

カリキュラムセンター担当課長 鈴木 正博

カリキュラムセンター指導主事 武内 洋平

指導課長 新田 憲

指導課担当係長 宮嶋 恵太

指導課担当課長 伊藤 牧人

指導課指導主事 津藤 信吾

生涯学習推進課担当課長 本波 直人

生涯学習推進課担当係長 飯島 一貴

生涯学習推進課主任 佐藤 和紀

生涯学習推進課職員 大森 健太

教職員人事課長 武田 充功

教職員人事課担当係長 齋藤 遼平

教職員人事課担当課長 平山 和生

教職員人事課課長補佐 須藤 良

教職員企画課長 井川 秀雄

教職員企画課課長補佐 安倍 悠史

教職員企画課担当課長 田中 誠志

教職員企画課担当係長 茅根 真帆

教育政策室担当課長 大島 健之

教育政策室担当係長 長島 達二

給与厚生課担当課長 根岸 葉子

教育政策室課長補佐 太田 徹

教育政策室担当係長 染谷 大海

支援教育課長 森 真二

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 関橋 正貴

## 【署名人】

教育長職務代理者 芳川 玲子

委員 森川 多供子

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【落合教育長】

皆様こんにちは。お忙しい中、お集まりありがとうございます。  
ただいまから定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

## 3 会議録の承認

【落合教育長】

3月の定例会の会議録を事前に配付し、御確認いただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

それでは、承認いたします。

## 4 傍聴（傍聴者 2名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

#### 【落合教育長】

それぞれ異議なしとして、傍聴を許可いたします。

### 5 非公開案件

#### 【落合教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 3は、本日報告を取りやめ、改めて御報告させていただきますので御了承願います。また、報告事項No. 2は「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第1号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第2号に該当するため、報告事項No. 4から報告事項No. 7までは、期日を指定して公表する必要がある案件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

#### 【各委員】

<挙手>

#### 【落合教育長】

全員挙手です。よって、これらの案件は非公開とすることに決定いたします。なお、報告事項No. 4から報告事項No. 7までは、期日後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

### 6 署名人

#### 【落合教育長】

本日の会議録署名人については、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

芳川委員と森川委員をお願いいたします。

### 7 請願審議

請願第7号 2026年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順での採択を求める請願書について

#### 【落合教育長】

それでは、まず請願審議に入ります。

「令和6年度 請願第7号 2026年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順での採択を求める請願書について」審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

< 請願者が席に移動 >

**【落合教育長】**

では、ただいまから10分程度でお願いいたします。それでは、どうぞ。

**【請願者】**

よろしくお願いします。

私は、昨年度、2025年3月17日に提出しました2026年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順での採択を求める請願書の審議を本日教育委員会会議で行うということでその陳述のために来ております。

この請願を提出したのは、教科書を考える川崎市民の会の共同代表、畑谷嘉宏と木村雅子ですが、陳述を行うのは当会の事務局長の私、橋本であります。よろしくお願いします。

まず初めに、ちょっと苦言を呈しておきたいと思うんですけども、僕は参加していなかったんですが、聞くところによると先月4月の段階での教育委員会会議で、今年の教科書採択方針が決定されたということを伺っておるのですが、本来ならば、その前に私の請願の審査を行うべきだったのではないかということをおもっております。今後はこの点を考慮して、同趣旨の請願の審査を行うべきだというふうに思います。よろしくお願いします。

さて、本年度の教科書の採択は、実質5年に1回の中学校や小学校の採択ではなくて、毎年行われる障害児学校・学級の教科書と高等学校の教科書の採択になります。それで採択に当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以下「地教行法」という、の趣旨に即したものとなるよう、請願を提出した次第であります。地教行法は、御存じのように、2014年度に「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであります」という趣旨の下で改正されましたけれども、教科書の採択に関しては、総合教育会議、つまり首長が主催するものですが、ではなく、今までどおり教育委員会会議で行うことの通達が出ているんですよ。つまり総合教育会議では、一定の政治的立場にある首長では政治的中立性が保たれないという判断だと思っています。

改正に際しての文科省初等中等教育局長の通知、26文科初第490号の第2「教育委員会について」では、教育委員会における審議を活性化し、地方住民の民意を十分に反映するためには、教育委員会の現状に関する調査、文部科学省の実施になりますが、この調査項目となっている学校や教育委員会の事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があることと述べています。

つきましては、教科書採択事務手続のうち、地域住民の民意を十分に反映するために有用と思われる取組を維持されるとともに、一層の改善を行うことが必要だと考え、以下の請願事項を提出いたしました。

一つ目、市内7区ごとの教科書採択会議を維持する。さらに市民が教科書をよく読めるように展示期間を長くすること。なお、1日の展示時間は18時から19時まで延ばすことや、昼休み、展示会が13時までにも職員を配置し、教科書を読めるようにすること。

二つ目、教科書展示会場でQRコードが見られるような機材と環境を整備すること。

三つ目、採択に当たっては、教職員の意見を取り入れるようにすること。

四つ目、他の教育委員会で行っているところもあるので、採択時のネット中継を行って、後日そのビデオが見られるようにすること。

五つ目、教育委員会の教科書採択に関わる会議実施に当たっては、従来どおり、傍聴希望者の全てが傍聴できる施設と休日に採択を行うこと。

六つ目、昨年の教科書採択は駅近くの高津市民館大会議室で行われましたが、今年も同じ場所での採択を行うこと。

以上であります。

#### 【落合教育長】

ありがとうございました。

以上で陳述を終了します。

陳述については、本請願審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。

次に、事務局からの説明を総合教育センター総務室長からお願いします。

#### 【並木総合教育センター総務室長】

それでは、令和6年度請願第7号につきまして御説明申し上げます。

ファイルナンバー01-2、請願第7号資料の1ページを御覧ください。

初めに、1、教科書採択の流れについてでございますが、令和8年度に高等学校、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、川崎市教科用図書選定審議会の答申を参考に、教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に採択を行います。同審議会が答申を行うに当たり、各学校の校内調査研究会等が取りまとめた報告等を参考に審議します。

次に、2、令和7年度教科用図書展示会についてでございますが、展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき毎年開催するもの、また開催期間は6月1日から7月31日までの間の14日間とされており、本市におきましては、この期間を踏まえて決定しております。

2ページ、3ページの図1、図2でございますが、採択手順をフロー図によりお示ししておりますので御確認ください。

4ページは、表1としまして教科用図書の展示会場及び日程についてお示ししてございます。

続きまして、5ページを御覧ください。3、教科用図書採択に係る教育委員会会議の開催状況についてでございますが、直近の小学校及び中学校の教科用図書採択に係る会議の開催状況を記載しております。なお、下段の米印のとおり、小中学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、同一の教科用図書を採択する期間は4年となっており、令和7年度現在、小学校は令和5年度、中学校は令和6年度に採択された図書を使用しています。

では、6ページを御覧ください。4、請願事項に係る本市の考え方でございますが、各請願事項についての本市の考え方を御説明いたします。

初めに、(1) 請願事項1についてでございますが、本市においては、多くの方に展示会にお越しただけできるよう、法及び施行規則で示された期間を拡大して開催しております。また、4ページ表1でお示した8会場のうち、6会場においては土曜日及び日曜日も開催してまいります。

また、展示会場に配置する職員については、各会場に1名、勤務条件を1日につき7時間までとしており、職員の休憩時間を設定する必要もあることから、昼休み、12時から13時までの開場や、展示時間の19時までの延長は行わないこととしております。ただし、川崎区の川崎市役所南庁舎及び高津区の総合教育センターにおいては、本庁職員と総合教育センター職員が対応することで昼休みも開場することとします。

次に、7ページを御覧ください。(2) 請願事項2についてでございますが、休憩時間等の施設が難しい会場もあり、管理方法等、セキュリティー面で課題があるため、機器の設置は行わないこととしております。教科用図書に記載されているQRコードは、スマートフォンやタブレット端末等で読み取り内容を確認することが可能であるため、汎用的なQRコードの読み取り方の案内を展示会場に掲示いたします。

次に、(3) 請願事項3についてでございますが、教科用図書の採択に当たっては、教育委員会は、各学校の校内調査研究会等が取りまとめた報告等を踏まえ、審議された選定審議会の答申の内容を参考としながら審議し、最終的にその責任と権限の下、公正かつ適正に教科用図書の採択を行っております。

続いて、8ページを御覧ください。(4) 請願事項4についてでございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条の規定により、傍聴人による会議の録音等を原則禁止しており、インターネット中継を実施した場合、会議の録音が可能となることから中継は行わないこととしております。

次に、(5) 請願事項5についてでございますが、今年度も昨年度の傍聴人の定員と同数の傍聴席が設置可能な高津市民館大会議室での開催を予定しております。また、会議日程につきましては、市民の皆様が傍聴しやすいよう、平成29年度以降、毎年日曜日に開催しており、今年度も同様に開催してまいります。

9ページを御覧ください。(6) 請願事項6についてでございますが、今年度も高津市民館大会議室での開催を予定しております。

最後に、(7) 本市の考え方のまとめでございますが、請願事項1、2、4につきましては対応が難しい状況にあるものと認識しておりますが、請願事項3、5、6につきましては昨年度までの取組を継続することにより、請願内容に合致しているものと考えております。

令和6年度請願第7号の説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### 【落合教育長】

ただいま教科書の採択の流れや展示日程、それから請願に関する本市の考え方の御説明がありました。委員の皆様から御質問や御意見等がございますでしょうか。

野村委員。

#### 【野村委員】

御説明ありがとうございました。私の記憶に間違いなければ、昨年度も同じ団体から請願を頂戴しているかと思えます。昨年度との違い、改めて整理したいというところと、昨年度の取扱いについても一度御説明をいただくと助かるのですが、お願いできますか。

#### 【森庶務課担当課長】

昨年度は、令和6年3月13日に請願書が提出されまして、同年4月10日の教育委員会会議定例会で、この請願審議が行われたところでございます。昨年度の請願事項は今年度の請願事項の1から5までと同じ内容でございまして、そちらの審議の結果、請願事項1につきましては、各会場に1名配置した職員の勤務条件上、展示時間の延長は行えないということです。それから、請願事項2につきましては、職員が不在のときに施錠ができない会場もありまして、端末の設置は困難であるということ、それから、請願事項4につきましては、川崎市教育委員会傍聴人規則に定められております傍聴人による会議の録音等が原則禁止されているということが確認できたことから、この請願の取扱いとして、請願事項の一部は実施困難ということで不採択となったところでございます。

説明は以上でございます。

**【落合教育長】**

ありがとうございました。

昨年度の請願につきましては、今、事務局から、請願内容について、請願事項1から5まで昨年度と同内容であり、請願の取扱いについては、請願事項1、2、4は実施困難であるため不採択となったとの説明がございましたが、他の委員の方はいかがでございますかね。

森川委員、どうぞ。

**【森川委員】**

ありがとうございます。昨年度も思っていて、お伝えし忘れていたのですけれども、(2)請願事項2について展示会場にQRコードを読み取れる機器を設置し、というところなんです。私が関わったことで、学校公開日にタブレット端末に鎖をつけて、固定して皆様に学校教育を見ていただくこと志した学校が、学校公開日を終わった午後には鎖が切られていて、タブレット端末がなかったということもありますので、この(2)が難しいというのは致し方ないかなと思います。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでございますか。

芳川委員、お願いします。

**【芳川教育長職務代理者】**

御報告ありがとうございます。今回の請願は6番目ですね。事項6が新たに追加されていますけれども、おおむね昨年と同じような内容です。先ほど御報告がありましたように、実施が困難ということもございますので、全般的に見て不採択でいいかなというふうに思います。

**【落合教育長】**

ほかの委員の方はいかがですか。よろしいですか。

野村委員、どうぞ。

**【野村委員】**

私も不採択の方向でよろしいかと思いますが、一応確認をさせていただきたいのですが、QRコードについて、やはり端末を置くことに対しての安全性という面では難しいというのは理解しています。ただ、会場によっては電波状況があまり良くないので、見に来た方が持ち込まれたタブレットやスマートフォンなどの端末では見づらかったという声も聞いたことがあります。その電波状況の改善みたいなことも、昨年度、私は同じことを問い合わせた記憶がありまして、その点の確認はどうなっているのかなということだけは最後に確かめさせていただきたいのですが。

**【落合教育長】**

では、総務室長から。

**【並木総合教育センター総務室長】**

御指摘のとおり、電波状況が良好ではない会場が一部ございまして、来場者にお声掛けいたしまして、入り口付近の比較電波が入りやすい場所がありまして、そちらのほうに誘導させていただきまして、そちらのほうでQRコードを読み込んでもらうという対応をいたしました。また、今年は各展示所の設営のためには、電波状況も大きく関わっておりますし、どうしても施設的に電波が入りにくいようなところは対応がなかなか難しいと思いますけれども、読み取りやすい箇所をしっかりと御案内できるような丁寧な対応を取ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

**【落合教育長】**

よろしいですか。

委員の方からは不採択という意見がございました。今回の請願につきましては、先ほど総務室長から御説明がございましたとおり、請願1、2、4は今年度も対応が難しい状況でございますので、昨年度と同様、請願事項の一部が実施困難であることから、本請願の取扱いにつきましては不採択として考えますが、皆さん御意見ございますでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【落合教育長】**

それでは、本請願の取扱いといたしましては、不採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

**【各委員】**

<挙手>

**【落合教育長】**

全員挙手です。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

## 8 報告事項Ⅰ

### 報告事項№. 1 包括報告事項

- (1) 叙位・叙勲について
- (2) 令和7年度第1回市議会定例会について
- (3) 市議会に提出された請願・陳情の審査状況について

#### 【落合教育長】

それでは、次に報告事項Ⅰに入ります。「報告事項№. 1 包括報告事項」の説明を庶務課長からお願いいたします。

#### 【細見庶務課長】

それでは、報告事項№. 1につままして御説明申し上げます。

ファイルナンバー02、報告事項№. 1のファイルをお開きください。こちらは、叙位・叙勲について、令和7年第1回市議会定例会について及び市議会に提出された請願・陳情の審査状況について包括して御報告するものでございます。内容につまましては、ファイルナンバー02-1から3までの資料を適宜御確認ください。

説明につまましては、以上でございます。

#### 【落合教育長】

何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<了承>

#### 【落合教育長】

それでは、報告事項№. 1は終了といたします。

傍聴人の方に申し上げます。これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づき、傍聴の方は御退席くださるようお願いいたします。

## 9 報告事項Ⅱ

### 報告事項№. 2 いじめ防止対策推進法に基づく川崎市いじめ問題専門・調査委員会への諮問について

伊藤指導課担当課長が説明した。

報告事項№. 2は終了した。

## 報告事項No. 4 新宮前市民館・図書館の移転整備の進捗状況について

### 【落合教育長】

次に「報告事項No. 4 新宮前市民館・図書館の移転整備の進捗状況について」の説明を生  
涯学習推進課担当課長からお願いいたします。

### 【本波生涯学習推進課担当課長】

それでは、報告事項No. 4について御説明いたします。

新宮前市民館・図書館の移転整備の進捗状況を報告するものです。

それでは、ファイルナンバー04、報告事項No. 4の2ページを御覧ください。

初めに、1、これまでの経緯についてでございますが、平成31年3月に「鷺沼駅再編整備に  
伴う公共機能に関する基本方針」を策定いたしまして、鷺沼駅周辺に宮前区役所・市民館・図書  
館を移転・整備する方針をお示しいたしました。

令和2年8月に「新しい市民館・図書館基本計画」を策定し、駅前街区の低層部3から5階に  
整備することや、施設整備の考え方を整理し、令和5年4月から基本設計を実施し、諸室の配置  
計画作成や内装工事費の概算額算定などを実施いたしました。

3ページを御覧ください。2、鷺沼駅前地区再開発事業の概要についてでございますが、右側  
の計画断面図を御覧ください。左側の建物が駅前街区でございまして、3階から5階に大ホール  
を含む市民館と図書館を配置し、右側の建物が北街区でございまして、4階に市民館小ホールを  
配置いたします。

4ページを御覧ください。3、新宮前市民館・図書館についてでございますが、「新しい宮前市  
民館・図書館基本計画」に基づき、魅力的な空間づくりや事業・サービスの充実に向けて、諸室  
の配置計画等の検討を進めるとともに、官民の垣根を超えたフレキシブルな施設利用や、複合施  
設全体として一体感が感じられる運営等の工夫について再開発組合と協議を進め、魅力的な施設  
づくりを進めております。

空間づくりのポイントとしては、「気づき・つながり」、「気軽に」、「フレキシブル」、「官民連携」  
というポイントを持って検討を進めてまいりました。

5ページを御覧ください。4ページで説明した官民連携についてでございますが、中央の図は  
公共と商業の複合施設における官民連携のイメージを示したものです。一般的な施設は左側の図  
のように、フロア等による公共と商業に分かれ、それぞれが別々の機能として運営を行うことが  
一般的で、図のように、赤色の市民館・図書館エリアに、赤丸の市民館・図書館要素が収まって  
います。本施設では、右側の図のように、灰色の商業エリアにも赤丸の市民館・図書館要素があ  
ります。商業エリア内で市民館・図書館と連携したイベントの開催や市民館・図書館へ誘導する  
工夫等を検討するなど、市民館・図書館と商業施設が相互に関わりを深め、官民連携による相乗  
効果を生み出しながら、施設を訪れる人々が喜びと発見に出会える場とするよう検討を進めてま  
いりました。

6ページを御覧ください。各階の配置計画についてでございますが、3階は市民館・図書館の  
メインエントランスで、図書館のお勧め本の配置やイベント開催など、フレキシブルに利用でき、  
官民連携の中心にもなるにぎわいのフロアでございまして、ポイントは、日常は図書館の本や机・  
椅子等を配置し、読書などで利用でき、イベント時はレイアウトを変更し、ミニコンサート等を

開催することができます。

7 ページを御覧ください。4 階は様々な演目に対応可能な大ホールや会議室を配置するとともに、気軽に立ち寄って利用できる児童図書コーナーやオープンスペースを配置した交流と憩いのフロアでございまして、ポイントは3階から上がったエリアでは、図書館の本を配置し、明るく開放的な吹抜け空間で、読書などに利用でき、3階と一体的なイベントを開催することができます。

8 ページを御覧ください。こちらも4階でございまして、児童書架エリアでは、子どもたちが遊びながら伸び伸びと読書や学習などで利用できます。

9 ページを御覧ください。5階は体育室やスタジオなど、活動のスペースや一般図書を配置した新たな発見やつながりを誘発する学びのフロアでございまして、ポイントは、市民館諸室の活動の見える化を行うとともに、活動に関連する図書などを配置することで新たな発見やつながりの誘発、学習の幅が広がりやすい環境づくりなどを行います。

10 ページを御覧ください。こちらも5階でございまして、静かな環境で読書や学習できるサイレントルームを配置するとともに、明るい環境でゆったりと読書などができるスペースを配置するなど、多様なニーズに応じた利用ができます。

11 ページを御覧ください。北街区は様々な地域イベントに対応できる小ホールを配置し、ポイントは、利用用途に合わせ舞台の大きさを変更し、平土間の利用なども可能です。

12 ページを御覧ください。4、内外装の概算額についてでございますが、令和5年4月から基本設計を実施しており、令和6年3月の段階で物価上昇率を加味し概算金額を算定したところ約107億円となりました。その後、コストダウンを図り、約99億円と算定したところでございます。内訳については表のとおりでございます。

13 ページを御覧ください。5、今後の取組についてでございますが、令和7年度から実施設計を進め、内装工事の実施に向けて着実に取組を進めてまいります。実施設計の進捗に合わせ管理運営計画の策定を進めます。官民の垣根を超えたフレキシブルな施設利用などについて、再開発組合と協議を進め、魅力的な施設づくりを進めてまいります。床取得費については、改めて教育委員会へ御報告をいたします。

供用開始時期については、下段のスケジュールのとおりでございまして、駅前街区は令和14年度、北街区は令和18年度を予定しております。

説明につきましては以上でございます。

#### 【落合教育長】

では、市民館・図書館の移転整備の進捗状況につきましては、これまでの経緯から再開発事業対応、宮前市民館・図書館についての空間づくりのポイント、官民連携、それから3階と5階でしたかね、各階の配置計画等の御説明がありました。スケジュール感としても、最後、供用開始日について、駅前地区が14年、北街区が18年等のスケジュールについても御説明がありましたが、全体の説明を聞いて、委員の皆様いかがでしょうか。御意見等がございましたら。

坂口委員。

#### 【坂口委員】

ありがとうございました。こちらの市民館・図書館を融合して再開発するのに、複合施設化す

る点について大賛成なんですけれども、1点確認させてください。今回の説明で官民連携というのを何度も強調して下さって、実際に設計のイメージの中にも落とし込まれていました。官民連携を推進する理由というのはあるのでしょうか。

**【本波生涯学習推進課担当課長】**

今回、商業施設ビルに入るというところがございましたので、そういった点を十分に有効に活用できるという視点で官民連携というのが一つの取組になるのではないかなという、そういう視点を持って今回いろいろな検討を進めているところでございます。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。駅前の一等地で商業施設、さらに住宅もあるようなすばらしい環境だと思いますので、官民連携もちろんいいんですけれども、2点気になっています。一つは、図書館とイベントホールのところが、何でしょう、シームレスにつながるような3階、4階を一緒に使えるような空間づくりというのもとても魅力的に映るんですが、同時に、会館の図書館であって、図書館の機能というのが制限されないか。あるいは会館の図書館も維持されますよね。本のチェックアウトの機能だったり、分からないんですけども、イベント開催時にどんなコントロールが必要なのかとか、そういう細かい資料が必要になるだろうなと思った点です。

もう一つが、図書館の読書スペースというのが、中高生が安心して、大学生もですね、安心して無料で勉強できるスペースであってほしいと思っているのですが、商業空間とシームレスにつながることで、そのような、ほかに手段を持たない、そこでやっとな勉強できるような人たち、つまりカフェとかに日常的に行くような経済的手段を持たない人たちにとって、きちっとそのスペースが優先的に使える場所になるのか、それとも商業スペースで、ちょっと一休みする方がほとんど使ってしまって、何かいつもそれまで図書館を利用していた人たちが使えなくなると、その2点がとても気になったので、既に想定していらっしゃると思うんですけども、どうお考えか教えてください。

**【本波生涯学習推進課担当課長】**

今回の整備のやはりポイントとしては、駅前に整備される、利用者の増加が予想される。あるいは商業施設との一体化というところで、3階については商業施設との連携、連結部分が想定をされているんですけども、4階、5階部分については、またしっかりこれまでの市民館・図書館のスペースも確保しておりますので、御懸念の点はあるかと思いますが、今後、管理運営計画でのいろいろな検討もございますので、今の御指摘については、改めてその辺りも検討を進めてまいりたいというふうに思います。

2点目の、学生を中心とした利用者が安心して図書館を利用できるかどうかという点についても、同様になるかと思うんですけども、そういった駅前地区に整備することでのメリット、あるいはこれまでの既存のユーザーの方の利用、そういったところについても、今後しっかり検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

**【坂口委員】**

ありがとうございました。

**【落合教育長】**

懸念になっているところはしっかりと検討していくというところです。お願いいたします。  
ほかの委員の方、いかがでしょうか。  
芳川委員、どうぞ。

**【芳川教育長職務代理者】**

御報告ありがとうございました。今の坂口委員の質問と少し関連あるんですけれども、実は先日、ちょっと前ですけれども、横浜市の新しい図書館に仕事があつて行ったんですが、似たような、川崎市ほど大きな規模ではないんですけれども、使い方で、行って来たんですね。

そして、思ったことは、実は意外といろんな機能が備わることによって、狭い感じになってしまっているんです。例えばサイレントルームの座席数が非常に狭くなったりとかで、今、坂口委員がおっしゃったように、商業施設が入ったりとか、本当にお茶を飲むところだけなんだけれども、そこに長蛇の列ができてしまったりとか。で、その間の仕切りがないものですから、図書館のところに人が入り込んでしまったりということがあるので、そういう意味では、市民館と図書館のバランス、どういうふうな形で、これからね、もう既にこの案ができていると思うんですけれども、そこについて考えることとか、もしできれば、最後、そのバランスを、配分を考えていただきたいなというふうに思うんですね。

あと、先ほどお話ししましたように、夏は暑いですよ。宮前区とはいえ、涼しいところで勉強したい小中高生はいると思うんですよ。そうすると、実は静かに勉強できる場所となってくると、オープンスペースが多いというのは、ある意味では決してプラスのみの意味ではない。サイレントルームみたいところが確実に欲しいというところですので。こうやって見ると、この5階のサイレントルーム、どれぐらいの座席を確保できるのかとか、そこを考えていかなければ、大勢にとってはいいかもしれないですが、もともと持っている図書館の機能が薄まってしまうと、何かとても残念だなというふうに思いました。

以上です。

**【落合教育長】**

担当課長、何かございますか。

**【本波生涯学習推進課担当課長】**

まず、1点目についてでございますけれども、すみません、横浜市の事例はちょっと存じ上げないんですけれども、我々も他都市の視察も含めて様々な状況は確認しているところでございますので、御懸念点も含めて、今後、しっかりもう一度確認したり、検討したりというところで進めてまいりたいというふうに思っています。

2点目の学習スペース、サイレントルームの座席というところでございますけれども、現在、30席程度をサイレントルームとしては予定しているところでございます。

**【芳川教育長職務代理者】**

すみません。30席というのはいかがなものかと。例えば夏休みになると抽せんになるんでし

ようかしらね、なんだろうね。果たして誰が、コンサートみたいに徹夜で並ぶのはさすがにないと思うんですけども、果たしてね、宮前区だから、そこを提供する必要はないということでは決してないと思いますので、どうすれば工夫できるのか、考えられるところまで、できれば考えていただきたいと思います。

**【落合教育長】**

貴重な御意見ありがとうございます。その懸念になっているところも踏まえて、よろしく願いいたします。

ほか。野村委員、どうぞ。

**【野村委員】**

今の話題に関して、ちなみに今現在のサイレントスペースは何席あつての今後の予定が30席なのかというところで、参考に今の数字を教えてください。

**【本波生涯学習推進課担当課長】**

現在は約70席程度あるんですけども、学習はサイレントスペースだけでということは想定をしていないので、もう少し席数としては確保できるかなというふうには思っています。

**【落合教育長】**

森川委員。

**【森川委員】**

すみません。私もほかの委員の皆様と一緒に、図書館というのは、中高生にとっての居場所になっていただきたいと思っています。図書館と大ホールとかがくっついているのは、今もそうじゃないですか。宮前市民館・図書館が一つの建物にありますよね。これをここに移転することには、反対意見もあつたと思うんですよ。近隣自治会とか、会議でも出ましたし、そこを何とか説き伏せて移転させるのですから、よくなったと、やっぱり教育委員会の事業としてよくなったと言われたり学びに来る子が通いやすかった、今の場所のいけないところを、いけないところというかは、駅から急激な坂を上っていかなければならないので、とても通いにくいところが、今の市民館・図書館の弱点だとは思ってますね。

ですが、それをこちらに並んでとは言いつつ、道路が混んじゃうよねとかの意見とかもいっぱいあつたんですけど、こちらに移転したからには、安全性がよくなったねとやっぱり言われていただきたい。子どもたちの勉強する場所がなくなったよねとか、うるさいよねとか、そういうのは、例えば今ならまだ工夫ができるのならば、工夫をしていっていただきたいと思います。よろしく願いします。

**【落合教育長】**

お願いします。

**【山口生涯学習推進課長】**

ありがとうございます。ちょっと先ほどの野村委員の質問についてなんですけど、もともと宮前市民館は、サイレントルームというのはないです。通常の図書館と同様の席数が70席程度ございます。

今回、新宮前は、フリースペースも入れると200席ぐらいとなっていて、その中の30席ほどですが、オープンスペースにも席がございますことから、学習のスペースにつきましては、例えば壁際に席を設けるなどをして、幅広く学習ができるような体制にはしていきたいと思っています。一定、サイレントルームを用意する理由としましては、この図書館、宮前市民館・図書館自体は、会話ですとかを少し許容するようなしつらえにはしていきたいと思っております。

児童が少しお話をしながら図書を読んだり、お母さんと図書を読んだりとか、そういったことですとか、また飲食なども少し緩和をするような方向で、みんなが気軽に立ち寄れるようなスペースづくりをしていきたいと考えています。

ただ、一定、やっぱり本当に静かに本を読みたいとか、静かに勉強したいという人に向けては、サイレントルームを用意しますが、ほかの閲覧スペースにおいても、そういうような勉強ニーズが高いことは承知しておりますので、そういうしつらえをやっていききたいということで想定をしております。

また、市民館・図書館の融合につきましても、そういう中では多少利用者が錯綜することもあるかと思いますが、図書館に個人学習をしに来た方が、その集団の学習の様子を見て、参加してみたいと思ったりですね、逆に市民館の利用者が、図書を借りながら、借りたりすることも併せてもらったりということで、相乗効果を図ってまいりたいと考えておりますので、そんなようなことは、また運用の検討につきましても、その中で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 【落合教育長】

よろしいでしょうか。

貴重な御意見を参考にし、運営方法についてを検討していくというところで進めていきたいと思っております。

この報告についてはよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<了承>

#### 【落合教育長】

それでは、報告事項No. 4については終了いたします。

#### 報告事項No. 5 教員確保の状況について

#### 報告事項No. 6 次期「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」骨子案について

#### 【落合教育長】

次に、報告事項No. 5「教員確保の状況について」及び報告事項No. 6「次期「教職員の

働き方・仕事の進め方改革の方針」骨子案について」ですが、報告事項No. 5と報告事項No. 6については関連が深いことから、一括して説明を受けることに異議はございませんでしょうか。

**【各委員】**

<異議なし>

**【落合教育長】**

それでは、異議なしとして一括して、説明を求めます。

報告事項No. 5及び報告事項No. 6の報告2件の説明を、教職員人事課長、教育政策室担当課長から、それぞれお願いします。

**【武田教職員人事課長】**

それでは、報告事項5「教員確保の状況について」を御説明いたします。

ファイルナンバー06、報告事項No. 5のファイルをお開きください。

4月21日開催の教育委員会会議において、請願審議の際に使用した資料と同様の内容がございますので、相違する箇所を中心に御説明いたします。

初めに、2ページを御覧ください。

右下の参考といたしまして、正規教員、臨時的任用教員及び非常勤講師の違いを表でまとめましたので御参照ください。

3ページを御覧ください。

赤枠部分の定数につきましては、今年度6,558.41人となり、前年度と比べて80.25人の増加、青枠部分の欠員数につきましては、168人となり、前年度と比べて91.5人の減少となっております。

4ページを御覧ください。

下段に「育休取得期間」を表にまとめました。学校を含んだ教育委員会全体は、市長事務局よりも長期間取得している状況でございます。

5ページから9ページまでは、請願審議から変更はございません。

10ページを御覧ください。

文部科学省がまとめている、全国の教員採用選考試験の実施状況に関する資料の抜粋でございまして、小学校における受験者数の新規学卒者及び既卒者の内訳を示したものでございます。

近年は、棒グラフで示される受験者総数が大きく減少している中、新規学卒者数は微減となっており、折れ線グラフで示されている既卒者の割合が年々減少している状況でございます。

11ページを御覧ください。

中学校の状況でございまして、小学校と同じく受験者総数は大きく減少しておりますが、新規学卒者数は近年微増しております。既卒者の割合は、年々減少している状況でございます。

12ページは、請願審議から変更はございません。

13ページを御覧ください。

「川崎市立学校教員採用試験 受験者の新規学卒者・既卒者の内訳」でございます。

小学校におきましては、令和3年度以降、全国と同様、既卒者の割合が減少しておりましたが、令和6年度は、新規学卒者の受験者数が大きく減少したため、既卒者の割合が増加した状況でござい

ございます。

14ページを御覧ください。

「川崎市立学校における教員の人材確保に向けた取組」をまとめたものでございます。

表の左側「任用方法」の項目の3段目につきましては、産育休予定者の代替として、市独自に非常勤講師を前倒し任用している状況でございます。

「臨時的任用教員・非常勤講師」の項目につきましては、2段目に「非常勤講師の週勤務時間数の拡充」として、週勤務時間数を35時間とする取組を加え、3段目の右側「任用につながった件数」の表を、5月1日時点の数値に更新しております。

また、「メンタルヘルス対策」の項目を加えており、具体的な対策としては、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期対応等の取組や円滑な職場復帰・再発防止の取組等を行っております。

15ページ及び16ページは、請願審議から変更はございません。

17ページを御覧ください。

下段の2、「欠員及び休職者の未充足状況」につきましては、表の右側の未充足計を御覧ください。校種別に見ますと、小学校は84.5人、中学校は23人、高等学校は3人、特別支援学校は9.5人となり、未充足の合計数は120人となり、令和6年度と比べ20.5人減少しております。

また、未充足数のうち、61人分は代替非常勤講師を配置できており、教員未充足の影響が最小限となるよう取り組んでおります。

18ページを御覧ください。

下段の2、「加配定数を担任に充てている小学校の状況」でございます。全115校中55校において、特定の目的に応じて配置された教員を学級担任に充てて対応している状況でございます。

19ページを御覧ください。

3、「小学校における学級担任不足への対応状況」につきまして、令和7年度は5校となり、令和6年度の11校と比べて6校減少しております。

20ページを御覧ください。

5、「中学校の対応状況」でございますが、中段の「教科指導のできる教員が未配置の学校数」は、4月7日時点で6校ございましたが、臨時的任用教員や非常勤講師の新規任用、免許外教科担任制度の活用による対応を実施することによって、今後の指導開始予定を含めて6校全てにおいて対応ができている状況でございます。

21ページを御覧ください。

下段の「人材確保に関する今後の対応方針」でございますが、担任不足が生じている小学校や、教科担当教諭の確保に課題が生じている中学校におきまして、非常勤講師の配置等による対策を優先して進めるとともに、地域に潜在している非常勤講師等の掘り起こしや、教員採用選考試験の複数回実施の内容検討を進めてまいります。

あわせて、次年度以降の改善に向けましては、教員確保の取組の強化や大学連携等による中期的な教員志願者の掘り起こしを進めてまいります。

なお、22ページ以降に参考資料を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

また、本日の内容につきましては、市議会文教委員会に報告する予定でございます。

説明は、以上でございます。

【大島教育政策室担当課長】

それでは、引き続き御説明させていただきます。

ファイルナンバー07、報告事項No. 6をお開きください。

2ページをお開きください。

骨子案の構成といたしまして、「はじめに」、第1章「本市の学校教育を取り巻く状況」、第2章「これまでの取組成果と今後の課題」、第3章「次期方針策定に向けた方向性」の構成としております。

3ページをお開きください。「はじめに」基本的な考え方について御説明します。

丸一つ目、社会情勢の急激な変化等により、これまで以上に子どもたちへの教育的な支援が求められており、次世代を担う子どもたちを育てていくことが大切であること。

丸三つ目、学校業務における業務改善や支援体制の整備、人員体制の確保など、様々な取組を総合的に推進してきたこと。

丸四つ目、教職員の働く環境は着実に改善しており、教員が子どもと向き合う時間が増えていくことによって、保護者や家庭、地域にとってもよい影響を生み出しているものと考えていますが、負担感を感じる業務もある状態がございます。

丸五つ目、学校との意見交換で出た意見などを踏まえた、働き方・仕事の進め方改革の取組を引き続き推進し、「川崎市の教員になりたい」、「川崎市で教員を続けていきたい」と考える人が増えるよう、取り組んでいく必要がございます。

4ページをお開きください。「第1章 本市の学校教育を取り巻く状況」についてでございます。

1では、国のこれまでの主な動きについて記載しております。

5ページをお開きください。

2 社会環境の変化について記載しております。

6ページをお開きください。

3、本市の状況、「将来人口推計と児童生徒数の推移」でございます。

丸一つ目、本市の人口は令和12年度をピークに減少傾向に転じる見込みでございます。

7ページをお開きください。

市立小学校における採用試験の採用倍率の推移を示したものでございます。

丸二つ目、小学校における教員採用試験の採用倍率については、依然として低下傾向でございます。

8ページをお開きください。

市立学校における教員の産育休の状況でございます。

9ページをお開きください。

市立学校における教員の未充足数の状況でございます。

10ページをお開きください。「第2章 これまでの取組成果と今後の課題」についてでございます。

1、第2次方針の目標でございます。

「Ⅰ 量的目標」と、「Ⅱ 質的目標」の内容について、青い字で示した内容となっております。

11ページをお開きください。

グラフのとおり、時間外在校等時間は基準年度、前年度よりも年々減少し、目標はおおむね達成しているものの、文部科学省指針に記載された時間外在校等時間に関する上限時間の基準、月

45時間、年間360時間未満とすることは未達成でございます。

12ページをお開きください。

グラフのとおり、総合健康リスクは、全業種・全国平均値を100とし、それよりも低い状態ですが、目標を80以下としており、現状88の状況となっております。

また、右側の年次休暇、取得日数につきましては、目標を達成している状況となっております。

続きまして、13ページから16ページにつきましては、2、第2次方針における令和6年度までの取組について記したものでございます。

17ページをお開きください。

3、令和5年度勤務実態調査アンケート結果を記したものです。

文字を赤で囲ったとおり、負担感を感じる業務は「成績処理」、「調査・報告書作成等」、「保護者・PTA対応」がいずれの校種も割合が高い状況となっており、中学校においては、「部活動・クラブ活動」は、やりがいも高いが負担感も高いという状況となっております。

18ページをお開きください。

4、令和6年度の教職員勤務実態調査（小学校及び中学校との意見交換会）の概要について記載をしております。

令和6年6月から12月にかけて開催してきたところございまして、シートの下側の対象者でございますが、小学校114校、中学校52校の「校長、副校長、教頭、教務主任」、合計499人を対象とし、意見交換会、アイデア出しを行ったものでございます。

なお、令和6年度に実施いたしました勤務実態調査に関する報告書を参考資料として添付しております。後ほど、御確認くださいようお願いいたします。

19ページをお開きください。

5、意見交換会で出された主なアイデアでございます。

各種業務の分類を四つの方向性で整理したものでございます。

20ページをお開きください。

6、見えてきた課題と今後の取組の方向性です。

課題といたしまして、「人材不足」と「効率的な学校運営ノウハウの共有」、要因1として、産育休取得者の増加に伴う代替教員の不足、教員志望者が増えていない中での自治体間の採用競争激化。

要因2として、令和5年度の勤務実態調査アンケートによれば、やりがいを感じる業務が多くある一方で、負担感を感じる業務が多く、労働環境の変化が求められている。

要因3として、これまで、多くの市立学校が業務改善に取り組み、一定の成果を上げてきたが、各校の個別取組にとどまっているといったものがございます。

今後の取組の方向性としては、丸一つ目、教員の定数は平成29年度以降増加していますが、人材確保の強化と教員が働きやすい環境改善を両輪で進めていく必要があります。

丸二つ目、教員以外が対応できる業務を整理し、外部人材を活用して教員が働きやすい環境を整える必要があります。

丸三つ目、学校業務改善に明るい外部講師や他都市の教員を招いて、意見交換会を開催し、他都市における学校業務改善の好事例が紹介されて、学校の発意により、時程や日課、行事の見直し等の取組が共有されました。今後、これらの取組を後押しし、価値付けし、他校へ情報を共有することが必要です。

丸四つ目、市立学校で働く教員の現状、教育委員会の人材確保や業務改善などの取組に関し、学生、保護者、地域関係者、教員の多くの方に知ってもらい、学校を好きにもなってもらい、御理解、御協力をいただける学校の味方、川崎市の教員になりたい方、川崎市で教員を続けていきたい方を増やしていく取組が必要と考えております。

21ページをお開きください。「第3章 次期方針策定に向けた方向性」についてです。

1、これまでの取組と今後の取組については、これまでは、事務局が検討し、学校に提案しながら取組を進めてまいりました。上の水色の枠にありますように、「視点1、2、3」の三つの視点で取組を進めてきたところでございます。

視点3の中で、学校と教育委員会の意見交換会を実施し、対話を通じた学校アイデアの取組に加えて、学校発意の好事例を価値付け・後押ししていく必要があるかと考えております。

下段、水色枠の部分を御覧ください。

学校アイデアに基づく取組や人材確保策の強化も推進する中で、四つの対応の方向性として、1、教育課程の編制による創造的な余白づくり、2、人材確保の取組や教員の負担軽減・業務改善、3、児童生徒主体の学びへの転換、4、しくみづくり・環境整備を定めて取組を進めていく必要があります。

これらの取組により、次期方針の目標達成を目指していきたいと考えております。

22ページをお開きください。

2、次期方針の位置づけとしまして、次期教育プランと連動しながら取組を推進します。

3、対象期間と対象者については、計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間、対象者は、業務職員を除く市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全教員が対象として考えております。前方針からの変更点としまして、臨時的任用教員、任期付教員の時間外在校等時間を集計に加えることを考えております。

4、次期方針の目標の方向性についてでございます。これまでの時間外在校等時間の目標イメージを生かすことを考えております。基準年度、前年度よりも年々労働時間は減少しているもののさらなる取組が必要となっております。

総合健康リスクを減らすさらなる取組が必要なこと、年次休暇取得日数につきましては現在の取得状況を維持していくということを掲げていきたいと考えております。

その他といたしましては、新たな視点による目標や既存の目標の継続・拡大の取組が必要と考えているところでございます。

具体的な目標数値などについては、令和7年11月策定の素案の中で提示予定でございます。

また、令和6年度に実施いたしました勤務実態調査に関する報告書を参考資料として添付しております。

なお、本日の説明後、市議会文教委員会にも報告する予定でございます。

説明は以上でございます。

#### 【落合教育長】

ありがとうございました。教職員人事課のほうからは教員確保の状況について、教育政策室からは「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の骨子案について御説明がりましたが、ちょっと量が多かったので、じっくり資料もあれですが、西井委員、お願いします。

【西井委員】

ありがとうございます。非常に進め方も共有していただいて、まとめていただいているので、大体理解できたのですが、来年の定員、定数、教職員の定数増加というのはどのくらいあると聞いていいんですか。

【井川教職員企画課長】

教職員企画課の井川でございます。具体的な数字については、まだお話しできておりませんが、検討要素として、中学校の35人学級化がありました、それからあと、小学校では特別……。

【西井委員】

特別支援学級ですか。

【井川教職員企画課長】

特別支援学級ですね。支援級が増加しているということもありますので、今年度に近い危機感を持って、今、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

【西井委員】

ぜひ見えるようにしてほしいと思います。

それ、今の御説明でいうと、二つの種類、支援級のところは子どもたちが増えているから、それは、もう先生も増やしますよと。これは悩ましいというか、むしろやらなきゃいけないと。

ただ、今年、80人に定数が増えます。66人が小学校です。

小学校の主な理由というのは、一クラス当たりの定数定員、それから、教え方のこの部会みたいなもの。それによって、自分たちで定数を増やしているんですよ。

だから、基本方針があるとはいえ、この状態で昨年160人とかといって、欠員でまずスタートしている状態なので、さらに定数を増やして、自分たちで自分たちの首絞めているということについては、考え直したほうがいいんじゃないの。

それで、同じことを中学校でまたやるのですかということをご検討いただきたいというふうに思います。

なぜかという、あれだけの御努力を皆さんしていただいて、採用数を相当増やしていただいている反面、やはり倍率が、逆に水準が下がってきているので、言葉は悪いですけど、質は下がっていると。

したがって、この方々が入ってくるときって、いわゆるベテランの先生の負担というのが増えるということがあるので、やっぱりそのときはちょっと間を置いて、定員、その欠員とか未充足の状態をある程度まで改善した上で、定数についても見直しをしていくというような、そういうことをやらないと、共倒れになっちゃうということをご検討してほしいと思います。これはぜひお願いします。

それで、御検討いただきたいんですが、もう1点は、業務改革、働き方改革というところなんですけど、大変ありがとうございます。やはり19ページに記載して、まとめていただいた小学

校、中学校と大分類としては四つの分類で、先生方の声が上がってきた具体的なアンケートですよ。

川崎はこれを令和5年、令和6年とやっていた上で、この具体的な課題、テーマについて、しっかり前に進めていくということで、基本はいいなというふうに思っておりますので、そのときに、この教育委員会のほうにも、それから議会のほうにも報告されるということですけども、我々にしても、つかみかけているのは、20ページに書かれている対策の中で、丸の項目の一番下ですね。市立学校で働く全体の教員の現状、これをいわゆる学生や保護者や地域関係者と共有していく。我々は本格的にこれに取り組んでいるのは令和8年度から11年度にかけてとなっていきます。令和7年度は、いわゆる実践校と称して、23校、手挙げしてくれた小中学校で、具体的な先ほどの19項目の課題について取組を進めていくわけですけども、そここの地域のマッチング、それから地域の連携の在り方、それから保護者の連携の在り方みたいなことについて、今、23校がこういう状態にあるというのは、掌握できない、承知していないんです。

つまり、これは地域教育の支援というのと学校教育というところが、我々の事務方、事務局といますと役所の中で分かれているから、そここのところがうまくいかない。むしろそここのところを逆にぜひ見える化をしていただいて、23校で実証される取組が前に進むような協力を教育委員会のメンバーとしてはやりたいということを昨年先生方に申し上げているので、ぜひそこは踏まえて、我々にも分かるようにしていただきたいなど、これもお願いします。

以上です。

#### 【井川教職員企画課長】

最後の点でございますけれども、地域の方、保護者の方に御理解いただく、いただいた結果の取組として、今年の実践校は23校でございますが、どういうやり方かはこれからになるんですけども、保護者の方への働きかけといいますか、その情報の流し方とか、そういう機会を1個設けようということを置いておりますので、それを突破口にしなごうら、全体展開をしていければという考えでありますので。

#### 【西井委員】

ありがとうございます。ぜひ。

あと、私も今知らないだけだったとは思いますが、先日、小学校第1番目に参加させていただきましたしまして、校長先生とお話をしたら、地域の単位が、つまり地域連携の単位、中学校を中心にして、それにサテライトになっている小学校も単位に含まれているので、あそこの学校は、区をまたがっているというんですね。したがって、区の皆さんのところの、例えば複合的な意味でいうと、例えば防災対応とか、そういった様々な行政に関わる指針が、区が違くと断られるというようなことがありますして、なかなかちょっとややこしいなのを先生から聞かせいただきましたので、まず、どの単位でしっかり取組を進めていくのかというのは、ぜひ我々にも共有してほしいと思います。

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

森川委員。

**【森川委員】**

ありがとうございます。私は、学校現場の人手不足のところ、その中で様々な暮らし、大人や保護者にと対応している中間層の先生方のメンタルヘルスについて質問させてください。

初任者などでは、初任者への訪問、川崎市教職員こころの健康づくり指針のところに、メンタルヘルス不調者の早期発見で、初任者への巡回相談の実施。初任者へは、現場でも、例えば管理職から話しかけやすいんですよ。ちょっと調子悪そうだねとか、疲れた顔しているねとか言えるんですけど、学校を本当に中間で支えているベテランの方たちになってしまうと、管理職側もその話を持ち出しにくいんですけども、明らかにちょっと心配というような方がいらっしゃると思うんですけど、そういった方への対応方法、こういう時点でメンタルヘルスのチェックを受けなさいよと、負担なく伝えられるという、もしそういう指針でも決まっているのがあるようでしたら、教えていただきたいんですけども。

**【根岸給与厚生課担当課長】**

給与厚生課健康推進室の根岸と申します。よろしくお願いたします。

初任者の巡回相談というところでは、全校を回る形で、精神保健相談員のほうが今年度回る体制をつくっている中に、やはり初任者というかですね、若い方のメンタル不調で長期療養に入る方が多かった経過があったので、初任者の方は全員。それから校長先生、管理職の方が心配な方に関しても面談をここで行う。学校に回る形になりますので、そこで体制を取る。

それから、それプラス今年度は、2校目、初めての異動された方もちょっと注目をしてくださいという形で、対象として、全員の面談はできないんですけども、そういう体制を取っているというところで、まず相談ができる場所として健康推進室がありますよというパンフレットを渡ししながら、校長先生のほうにもアピールして、相談できる場所ですよという形の体制を取らせていただいているという現状になります。

**【森川委員】**

ありがとうございます。ちょっとなかなか難しいところなんだとは思うんですけども、かなりすり減ってしまっている方もいらっしゃって、ちょっと相談したら楽になるのに、でも誰にも言えないで、ただそれを見守っているだけになってしまっている事例があるので。分かりました。ありがとうございました。

**【落合教育長】**

ほかいかがでしょうか。

坂口委員。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。教員不足の件です。こちらの資料06のほうの17ページ、未充足が欠員に対してどのように充足させているのかという点で、17の2のところに、120、令和7年度、120の未充足に対して、61人分は代替非常勤講師を配置しているという御説明です。

これ、前も資料で拝見したんですが、すみません、念のため。残り59は、そのまま大丈夫なんだろうか。あるいは59に対しては、どのようなカバーの仕方があるのか教えてください。

**【武田教職員人事課長】**

ありがとうございます。この61人分というのは、代替の非常勤講師の数を出しておりまして、61人ということではなくて、延べで、時間数に換算すると61人分ということになっておりますけれども、それ以外の学校についても、様々、非常勤講師の方を配置したりですとか、あるいは校内、内部の方で御協力いただいてという形で対応しているということございまして、今後人も人を見つかれば、非常勤講師のほうを随時配置していくという形ですとか、あるいは、免許外教科担任制度といったことも対応してまいります。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。61人分ということで理解いたしました。

川崎市は、まだ正規教員の充足率が高く、またそれを推進しようとして、採用の回数を増やしているんですが、地方のもっと大変なところでは、恐らく非常勤を発掘するという、その段階に来ているというふうに聞いております。

もしかしたら、それも選択肢として、ここに今、具体策はないと思うんですけれども、考えられてみてもいいのかなというふうに思っています。非常勤の特別講師枠とか、非常勤講師の特別制度、特別非常勤の特別免許状ですかね、などの制度などによって、実務経験のある方、特定の分野に詳しい方、博士号を持っている方などが、教員免許状とは別の、研修を一部受けると思うんですけれども、これによって教壇に立つことが可能になる。

もしかしたら、そのような発掘の仕方をしたほうが、非常勤講師に関しては、一定の質を保てるかもしれない。ただ、現場のマネージが、むしろ難しくなる可能性が高いですけれども、バックアップとしてお考えになってもいいのかなというふうに思って、質問した次第です。ありがとうございます。

**【武田教職員人事課長】**

どうもありがとうございます。そうした御意見ももろもろ、今後、前向きに検討していきたいと思っておりますけれども、まず、この未充足の数なんですけれども、私どものこれは自治体ごとにあるような捉え方があるんですけれども、私どもの捉え方というのは、あくまで臨時的任用教員が入った場合には対処していくんですけれども、非常勤講師の方が入った場合には、未充足の解消という形には私どもはしておりませんので、実際に学校現場の負担を軽減するということはあるかと思っておりますけれども、数字の上では未充足が減っていくとか、そういうことはその場合には起こらないところございまして、今年も年度当初の欠員の方がかなり減っているかと思うんですけれども、まずは、年度当初の欠員の解消というところに向けて、対応していきたいというふうに思っています。

**【坂口委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【落合教育長】**

そのほかいかがでしょうか。

芳川委員。

**【芳川教育長職務代理者】**

御報告ありがとうございました。私が気になったところは、新卒者が随分減っているということでも、実は、本校もそうなんですけれども、教員免許を取る人がだんだん少なくなってきていて、非常に大きな問題になったりとかしているんですね。

そこで、今回の御報告を聞いて、本当に反省も込めて思っているんですが、どうしても質の高い教員を養成したいというところで、大学の特に教職課程を本当に一生懸命、これがなければいけないとか、レポートを何回も提出してもらったりとかというふうな感じのことを一生懸命やってきたんですけれども、もしかして、もう一つ大事なことは、教えることは楽しいとか、実は、子どもたちと関わって、教育に関わることの魅力だとか、そこは今までの中で、大学自体が教えることに、とにかく質の高さだけを求めて追求してきたのかなという気がちょっとしているので、そこは工夫しなきゃいけないなと思っているのと、あと、企業と違って、インターンがなかなか難しいんですよ。

つまり、教員の教育実習に行って、初めて子どもと関わって、面白かったとか、楽しかったとかというフィードバックを得ることができるので、そういう意味では、ちょっと早期のインターン生みたいな、教員免許を取った時点で、2年生でもいいですので、ボランティア的なもの入り方をしてみたりとか。それで、その楽しさに支えられて、ちょっと質の高さを勉強で補ってもらえるような、そのようにいわゆる大学と委員会との連携が、既にやっているところもあると思うんですが、さらに展開していくと、新卒者をさらにちょっと勇気付けることができるかなというふうに思いました。

以上です。

**【武田教職員人事課長】**

どうもありがとうございます。確かに先生がおっしゃられたとおり、学生さんが志望するかを決めるのが非常に早くなっているという話も、各大学の先生方から伺っているところでも、私どもは、大学連携担当を今年の4月から設置しまして、まさに実習の受入れですとか、そういったインターンの受入れということの取組を始めているところでございます。

**【落合教育長】**

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

貴重な御意見ありがとうございました。

では、報告事項No. 5と報告事項No. 6についてはこれで終了いたします。

**報告事項No. 7 「次期かわさき教育プランに向けた考え方」(案)について**

**【落合教育長】**

それでは次に、報告事項No. 7「次期かわさき教育プランに向けた考え方」(案)についての説明を、教育政策室担当課長からお願いいたします。

**【堅月教育政策室担当課長】**

報告事項No. 7、「次期かわさき教育プランに向けた考え方」(案)について御説明いたしますので、ファイルナンバー8を御覧ください。

本「考え方」は、次期かわさき教育プランの策定に向けて、本年5月の公表を予定しており、本日は、案として報告するものでございます。

この資料は、4月21日の教育委員会会議で素案として報告したものに対して、いただいた御意見等を踏まえた修正を行ったものでございますので、本日は、改めて全体を説明するのではなく、素案からの修正点を中心に御説明いたします。

15ページをお開きください。

基本政策Ⅲ「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」における今後の課題でございます。

2 ぼち目、不登校の要因や背景が多様化している中で、居場所の確保は重要な課題の一つであることから、不登校児童生徒は、それぞれに合った場所を選択できる環境を整えることが必要であり、健やかに育つことのできる居場所づくりについて、関係機関等と連携を行うことを、課題として記載いたしました。

39ページをお開きください。

Project 2「学校、関係機関などの組織等の枠を越えた連携による切れ目のない支援」でございます。

修正前は、左側の説明文の1 ぼち目、「ひとつの学校だけで対応することが困難」という表現があり、それは、支援が必要な児童生徒の増加や一人ひとりに応じた支援が必要となっている現状においては、各学校だけで、そうした子どもへの対応を行っていくことは困難となっていることを表現したものでしたが、分かりにくさがあるという指摘がありましたので、趣旨は変えずに「学校だけで対応することが困難」と修正したものでございます。

右側ですが、第2章における居場所づくりの課題を踏まえて、ポイント4に「児童生徒の安全・安心な居場所づくり」の視点を追記いたしました。

40ページをお開きください。

Project 3「教職員が働きやすい環境づくり」でございます。

前回お示した案では、プロジェクト名を「教職員の働き方・仕事の進め方改革の取組」としておりましたが、働き方・仕事の進め方改革の取組と人材確保の取組を連携させながら進めていくことが重要であるため、人材確保に関する内容などを追記したものでございます。

具体的には、プロジェクト名を「教職員が働きやすい環境づくり」に変更するとともに、左側の2 ぼち目の追加や、右側のポイント2に人材確保の取組を追記するなどいたしました。

このほか、趣旨や意味を変えない範囲で若干の修正をいたしました。

資料の説明は以上でございます。今後、市議会文教委員会に報告してまいります。

御説明は、以上でございます。

**【落合教育長】**

今回の説明は、前回の委員会で御意見いただいたことの修正点を中心にとということで、15ペ

ージのところで、不登校を背景で居場所づくりや他機関との連携といった辺りが明記されたというところ、39ページの切れ目ない支援のところでは、一つの学校というところの学校というところの部分の修正と、あと安心な居場所づくりについてというのが明記したというところ。40ページにつきましては、プロジェクト名の変更、それから人材確保というところを明記したという部分の修正した部分の説明でしたが、委員の皆様、御意見はございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

**【西井委員】**

先月の意見を踏まえて、非常に分かりやすくなっているかなというふうに思いました。

この後は、発表されていくということなので、ちょっと文言もあるし、表現もあるし、表現上が網羅されているんですけども、カバーされているんですけども、ちょっと理解しにくいところがあったので、この小中学校9年間で総合的な学びという、そういったもの、これ、大賛成ですね。

片一方で、生涯学習という文脈の中で、それをいわゆる幼児教育とそれから社会に出てからそういうことを学ぶ機会ということを書かれているんですけども、それは小学校で起きている、例えば不適合、あるいは、ひいては不登校につながるようなギャップというか、幼児教育のほうと小学校に入るときの学び方の違いのところ起因していくところがあるんじゃないかなと、むしろ大きいんじゃないのかなと思っていて、その両方が分かれて書いてあるんですね、この教育的なプロジェクトの件としては。

ただ、そこのところは、別にこの書き方をしてもよろしいかと思うんですけども、そういう幼児教育とそれから小学校からの教育のつなぎ方といいますか、あるいは現時点でどのぐらい関連性を持たせて取り組まれているかということ。

このことについて、ぜひちょっと教えていただきたいなと思うのと、そこに漏れはないんでしょうかというところは、ぜひ教えてほしい、聞かせていただきたいなというふうに思っているんですけども。

**【落合教育長】**

幼保小連携という辺りでいいですか。

**【西井委員】**

そうです。はい、そのとおりです。

**【堅月教育政策室担当課長】**

二つ目は、「Key Project」を御覧になったの御意見だと思うんですけども、あくまでも今回の「Key Project」というのは、教育委員会が持っている施策で、この全体の中から重要なテーマを設定して、そこに該当するものをこういったまとめ方といった視点で検討していきたいというふうにして、御提示をしているものでございます。

今、委員がおっしゃったような、幼保小の連続性みたいなものだったりとかそういうところも教育委員会全体の取組の中では、やはり必要な取組だと思っておりますので、「Key Project」ではないところかもしれませんが、そういった視点での検討というのは、別途やっ

ていかなければいけないかなというふうに思いますし、また、探求の取組の中で、イメージとしての中心はやはり小中へのつながりづくりというのを大切にしていきたいとは思っておりますけれども、だからといって、幼稚園から小学校へつながりであるとか、中学校から高校へつながり、さらにはその先へといったものを全く視野に入れなくて検討していくというものでもないというふうに思いますので、そういったものも含めながらの検討はしていければなというふうに思っています。

一方、「Key Project」の2にも切れ目のない支援という意味で、支援の必要な子たちの支援の在り方というのも、当然、幼稚園、保育園の段階で、その子どもの様子をちゃんと小中のほうで連続性を持ちながらどうやって体制作りをしていかなきゃいけないのかということも必要になってくると思っておりますので、やはり義務教育前からの段階との連続性というのは、大事なテーマかなというふうに思っております。

#### 【西井委員】

今の御説明で言うと、確かに切り口ではこういう形でいいと思うんです。非常に重要な内容で、不登校が増加しつつある。その問題について対処していくという中でいうと、幼保小連携の段階で、その児童がどういう状態にあるのかということをしっかり把握した上で受け入れるということを丁寧にやっていかないと、かなり厳しい状態に進んでいくんじゃないかなという懸念がありますから、あえて今、直接申し上げました。

確かに、生涯教育ということと、この関係性が分かれるというところ、切り方としてはちょっと違うかもしれませんが、ぜひ忘れずに考えていただきたいなと思っております。

以上です。

#### 【落合教育長】

森川委員。

#### 【森川委員】

今のお話なんですけど、幼保小連携は、正直うまくいっていないと思います。幼保からの申し送りとか、個人個人、子どもたちの見取りがいつもずれていて、小学校で欲しい情報と送られてくる情報がずれているので、細かな話なんですけども、最初の年の学級編制から特別に加配が必要な、介助が必要な子とかも来るから、いただいた情報で細かく分けているにもかかわらず、もう5月の段階で既にちょっとこのクラスが厳しくなってしまったというのが、毎年、もうずっと毎年起こるんですね。

なので、それは正直言えば、そこが教員の業務負担にもつながっていますので、ここには見えないことなんですけども、幼保と小との価値観の共有というんですか、同じ情報を同じように、一人ひとりの子どもに取るという情報共有が、これは西井委員がおっしゃってくださったことに賛成で、まさにすごく大事なことだと思います。

#### 【落合教育長】

学校現場では、具体的に幼保小連携を進めている部分もあるかと思うんですけど、区役所で音頭を取って、園長と校長が集まって連携をしている。そして、コロナで途切れた部分があります

けど、実際、実働部隊の教員同士で幼保小連携、具体的に日程調整してやったりとか、あるいは聞き取りだとしてもうまくいかない。やっぱり幼稚園、保育園の情報と学校が受け取る情報が違うところで、入学説明会を午後の時間にして、子どもたちには体験入学という理由で、実際、小学校の先生が1年生の教室に子どもたちも連れてきて、ちょっと体験し、遊び的なことをさせながら、実際に子どもたちがお話をちゃんと聞けるかどうか、親と離れる、お母さんの元から離れられない子とかもいるので、そういうふういきちんと離れて教室に行けるかどうか。で、その間に入学説明会をするとか。

それから、中堅教員が、中学校とかに研修に行くのではなくて、保育園、幼稚園のほうに、逆に異校種研修みたいな形で行く学校の教員もいるとか、少しずつ少しずつ現場では、そういった幼保小の連携を大切にする動きも出ているので、そういった各学校の取組が横展開していけばいいかなというところと、ある小学校では、やはりクラス分けがどうしても難しいので、川崎でも前期と後期で、状況によっては後期はクラスを替えますというふうに宣言している学校もあると聞いておりますので、少しずついろんな実践が広がっていけばいいかなというふうに思っております。

坂口委員、お願いします。

**【坂口委員】**

すごく細かいことなので、すみません。前回、言おうと思って忘れていたので、これも発表される文書ですよ。

**【堅月教育政策室担当課長】**

若干の修正の上で御了承いただければと思います。

**【坂口委員】**

はい。参考資料のところの63ページなんですけど、主な意見ということなので、もともとの言葉を生かす必要がなかったら、例えば句点が付いているのと付いていないのがあるとか、それから63ページの2の1行目、一つ目の黒ぼち、価値観の「観」というのが「感じる」になっているので、これを修正してしまうのか、何か、元々の意見を多分写しているんだと思われませんが、修正したほうがいいかなと思います。

すみません。以上です。

**【落合教育長】**

どうもありがとうございます。その辺ぐらいで大丈夫ですかね。

**【堅月教育政策室担当課長】**

はい。御指摘ありがとうございます。もう1回全体を通して修正させていただきます。ありがとうございました。

**【落合教育長】**

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 7については終了いたします。ありがとうございました。

## 10 閉会宣言

【落合教育長】

では、以上をもちまして、本日の定例会は終了といたします。お疲れさまでございました。

(16時07分 閉会)